

令和2年度社会福祉法人草津町社会福祉協議会事業計画

少子高齢化と人口減少が急速に進行しており、地域や家庭においても人々のご近所付き合いをはじめとしたつながりが希薄になっています。そのような状況の中、支援を必要としている高齢者、障害者、生活困窮者加えて、子供の貧困や社会的孤立者の増加等新たな福祉課題や生活課題も発生しており、町民の支援は急務となっています。

国においても地域の包括的な支援・サービス提供体制「地域包括ケアシステム」の構築を推進しており、従来の縦割りのシステムでは受け止めきれない課題等を丸ごと受け止め、解決に向けて協議していく「我が事丸ごと地域共生社会」の実現に向け、地域住民が主体となって包括的な総合支援体制の整備を進めています。

これを受けて、平成28年度より取り組んでいます草津町生活支援体制整備事業「協議体」においては、現在、町民の困り事を解決するための体制づくりを検討しておりますが、草津町社協はコーディネーターとしての役割を担い、町民と協議体との懸け橋として、活動を進めております。

また、自然災害においては異常気象による被害が拡大しており、特に去年は台風により吾妻郡内においても過去に例を見ない甚大な被害をもたらしました。

いつ起こるかかわからない災害に対して、草津町社協としても災害時の円滑な支援活動や災害ボランティアセンター等に備えるため職員の研修を行い、事業の継続を始め迅速な対応ができるよう、必要な組織づくりに取り組んでまいります。

町民が住みなれた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現と地域福祉の推進のため、草津町社会福祉協議会は次の方針を持って活動にあたります。

草津町社会福祉協議会活動方針

- 1、誰もが安心して暮らせる地域福祉活動の活性化促進
- 2、包括的な支援体制の整備
- 3、ボランティア・町民活動の充実
- 4、福祉教育の充実
- 5、災害時における事業継続と活動支援体制の構築
- 6、福祉サービスの向上
- 7、障害者福祉施策への取り組み
- 8、組織基盤と財政・経営の強化
- 9、地域における権利擁護と日常生活支援体制の強化

活動方針の概要

1、誰もが安心して暮らせる地域福祉活動の活性化促進	地域住民の参加と協力により推進されるふれあい・いきいきサロンの活動を広め、孤立防止や見守りを推進し、誰もが安心して住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていけるよう助け合い活動につなげます。
2、包括的な支援体制の整備	地域住民主体による包括的な総合支援体制を確立するため発促した、生活支援体制整備事業の協議体を推進し、様々な困り事を解決するしくみを整え、誰もが安心して暮らしていける地域づくりを目指します。
3、ボランティア・町民活動の拡充	ボランティア支援と活動の連携強化のため、ボランティア団体の活動をホームページや広報等を活用し、町民参加のきっかけを提供し、地域福祉推進のパートナーシップを図ります。
4、福祉教育の充実	福祉教育の推進と充実のため、学童、生徒の体験学習の機会を通じて社会福祉の理解と関心を高め、日常生活の中での相互扶助の精神を養うとともに、講演等を行う事により地域に広がりのある福祉教育の推進に努めます。
5、災害時における事業継続と活動支援体制の構築	災害時における社会福祉協議会としての役割を自覚し、円滑な支援活動に向けての職員の意識向上を図り、災害ボランティアセンター等に備えるための研修や事業の継続を始め、迅速な対応が出来るよう、必要な組織づくりを推進します。

<p>6、福祉サービスの向上</p>	<p>介護保険制度の改正による苦しい財政の中、事業者としての責任と社会福祉法人としての役割を再認識し、利用者のためのサービスを図り、社協として出来得る独自のサービスに努めます。</p> <p>また、障害者サービスも含め資質の向上のために、各種研修等へ参加し、サービスに対応出来るよう体制整備に努めます。</p> <p>高齢者サロンの「いきいきプラザ」と子育てひろば「すくすく」の複合サロンについては、交流と生きがいを持ち、利用者のニーズに応えた子育て支援と高齢者の健康推進に努めます。</p>
<p>7、障害者福祉施策への取り組み</p>	<p>障害者の生活機能強化のため、障害福祉に関する情報を提供して障害者団体への可能な限りの援助を行っていきます。</p> <p>また、障害者総合支援法による障害者サービスの資質の向上のために、各種研修等へ参加し、サービスに対応出来るよう体制整備に努めます。</p>
<p>8、組織基盤と財政・経営の強化</p>	<p>高い公益性が求められる社会福祉法人として、組織のガバナンス強化や事業の透明性、財務規律の強化に向けた取り組みを行います。</p> <p>また、社協職員の専門性の向上と福祉団体への相談支援体制を充実させ、資金面や事業の側面支援、活動支援を行う中で連携・協働による地域福祉活動の充実強化を行います。</p>
<p>9、地域における権利擁護と日常生活支援体制の強化</p>	<p>判断能力が不十分な人々が地域で安心して暮らしていける権利擁護の支援として、日常生活自立支援事業や生活困窮者の相談支援及び生活福祉資金貸付制度における相談・債権管理体制の整備に努めます。</p> <p>特に、日常生活自立支援事業は、本年度より基幹社協から全市町村型へ移行となりますが、現在の支援を充実させ、今後においては権利擁護の観点からも法人後見や成年後見制度も含めて関係機関と連携していきます。</p>